七宗町 移住定住奨励金について

~ 新築するとき、住居を売る / 貸すとき有利です ~

七宗町では、移住･定住を促進し、長く居住していただくために**「町外から転入された方」**もしくは**「住居を新築された方」**に**『七宗町 移住定住奨励金』**を交付しています。新築の場合は、町民の方も対象です。

また、使っていない住居を**貸したい／売りたい方**は、住居を**「空き家バンク」**に登録することで奨励金の対象にもなり、住居を探している方を見つけやすくなります。Web ページ上やサポートセンターの物件情報として紹介するなど、購入者や賃借人を探すお手伝いをいたします。

全国的にも空き家・空き地が急増している状況です。町内には約 200 件の空き家があり、これらを活用するためにも是非、この制度をご利用ください。

最大 **住宅新築 100万円** 移住 町民	町外に住む方または町内に在住する方が、町内に住宅を新築し定住する場合、契約者の申請により建築主に支給。 ・町内事業者による新築：**100 万円**を支給 ・町外事業者による新築：**50 万円**を支給 ※契約日が令和３年 1 月 1 日以降の新築に限る
最大 **移住定住 25万円** 移住	町外に住む 50 歳以下の方が、世帯主として町に移住した場合 (町に在住していた方が転出し、2 年以内に転入した場合を除く) に、**1 世帯につき 5 万円／年（最長 5 年間）**を支給。世帯主の年齢が 51 歳以上であっても、中学生以下の子どもがいる世帯なら支給。 ※最初の 1 年目は中学生以下の子ども 1 人につき 5 万円を加算
最大 **住宅取得 50万円** 最大 **住宅賃借 25万円** 移住	町外に住む方が、空き家バンク制度を利用し、世帯主として移住した場合 (町に在住していた者が転出し、2 年以内に転入した場合を除く) に交付。 ・住宅を取得：世帯主が 50 歳以下の場合 **50 万円**を支給 世帯主が 51 歳以上の場合 **25 万円**を支給 ・住宅を賃借：**家賃の 1/2**(上限 1 万 5 千円最長 3 年間) を支給。 （千円未満切捨て）
最大 **住宅改修 50万円** 移住	町外に住む方が、空き家バンクを利用して空き家を取得し、改修して世帯主として移住した場合（町に在住していたものが転出し、2 年以内に転入した場合を除く）に、**改修費用の 1/3**（上限 50 万円）を支給。（千円未満切捨て）

※「住宅取得 / 住宅賃貸」と「住宅新築」との重複はできません。

問い合わせ
七宗町役場　企画課 企画係　　担当：安江英樹　☎ 0574-48-2291（直通）
七宗町　移住交流サポートセンター　　センター長：中島安貴彦　☎ 0574-48-1799